

富士宮市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について

富士宮市建設工事執行規則第 22 条第 3 項及び富士宮市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する、現場代理人の常駐義務緩和について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 同一の現場代理人の兼務可能件数

請負金額 200 万円以上の建設工事について、原則 3 件を限度として兼務可能とする。

2 対象工事の要件

- (1) いずれも国又は地方公共団体等が発注した工事であること。
- (2) 請負金額がいずれも 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事 であること。
- (3) 兼務する全ての工事箇所が 富士宮市内 であること。
- (4) 低入札価格調査会を実施した案件を含まないこと。

3 入札公告、指名通知書等への記載

市発注工事における現場代理人の常駐義務については、原則本取扱いによるものとし、入札公告又は指名通知書等への記載は行わないものとする。

4 現場代理人の兼務にかかる手続き

- (1) 現在施工中の市発注工事に加えて、新たに受注した市発注工事について現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結後、現在施工中の工事の監督員に様式 1「現場代理人の兼務申請書」を提出し、承認を得るものとする。なお、同時期に二つの市発注工事を受注した場合も同様とする。
- (2) 富士宮市以外の機関の発注工事に加えて、新たに受注した市発注工事について現場代理人の兼務を希望する場合は、様式 1 に加えて、兼務しようとする他の工事の発注者が、兼務を承認したことが明らかな書類（打合せ議事録等）の写しを添付又は後日提出すること。

5 緩和措置を認めない場合

過去 2 か年度及び本年度に富士宮市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合は、緩和措置を認めない。

6 留意事項

- (1) 現に契約履行中の工事に直接関連する工事又は本体工事と密接に関連する付帯的な工事等については、各工事の監督員と協議し、承認が得られた場合についてのみ、1 件として取扱うことができるものとする。
- (2) 富士宮市以外の機関の発注工事との兼務を希望する場合は、本取扱いの条件をすべて満たす場合でも、他機関の規定等により兼務が認められない場合があるため注意すること。
- (3) 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係があることが必要であり、また、営業所の専任技術者は現場代理人となることができない。
- (4) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取消すとともに、工事成績評価に反映させ、指名停止等の措置を行うものとする。

様式 1

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

受注者 住所
氏名

富士宮市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。なお、全ての工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	
工事 1（兼務を申請 する工事） 請負金額（税込み） ¥	工 事 名		
	工 種		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	発 注 者		
	工 事 主 管 課 名		監督員
工事 2（工事 1 と現 場代理人を兼務しよ うとする他の工事） 請負金額（税込み） ¥	工 事 名		
	工 種		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	発 注 者		
	工 事 主 管 課 名		監督員
工事 3（工事 1 及び 工事 2 と現場代理人 を兼務しようとする 他の工事） 請負金額（税込み） ¥	工 事 名		
	工 種		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	発 注 者		
	工 事 主 管 課 名		監督員

※ 富士宮市以外の機関の発注工事に加えて、新たに受注した市発注工事について現場代理人の兼務を希望する場合は、兼務しようとする他の工事の発注者が、兼務を承認したことが明らかな書類（打合せ議事録等）の写しを添付又は後日提出すること。

担当者氏名： 連絡先（ ）